港区専門家派遣事業補助金　　提出書類確認シート

・下記書類を揃えて、産業振興課の窓口へ直接持参してください。

・本確認シートも提出していただきます。

会社（団体）名

担当者名

電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 　↓提出前に不足書類がないかレ点でチェックしてください。 | 区記入欄 |
| 申請者確認欄 | 必要書類 | 区確認欄① | 区確認欄② |
|  | 専門家派遣事業補助金申請書（第１号様式） |  |  |
|  | 【公社発行】専門家派遣事業に係る派遣決定通知書兼請求書（写し） |  |  |
|  | 納税証明書法人：法人事業税・特別税と法人都民税の納税証明書（港都税事務所発行）※法人の方で事業を始めて1年未満の場合は、過去に税金を滞納した会社ではない証明書を港都税事務所に発行を依頼してください。個人：（港区民）特別区民税・都民税（港区役所発行）　　 （区民以外）特別区民税・都民税 事業所課税（港区役所発行） |  |  |
|  | 履歴事項全部証明書（発行から３か月以内のもの） |  |  |
|  | **【確認事項】産業振興課ホームページ記載の「補助金を申請する前に」を読み、内容を確認した。** |  |  |
|  |  | 提出日　受付担当　 / |

|  |
| --- |
| 区記入欄　 |

補助金を申請できる中小企業について

業種分類

中小企業基本法の定義

製造業、建設業、運輸業その他の業種

資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は

常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

卸売業

資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は

常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小売業

資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は

並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

サービス業

資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は

常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

対象となる会社形態

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人　等

対象とならない会社形態

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人　等

使用する印について

申請書、報告書、請求書に使用する印はすべて同一の印を使用してください。

代表者印　見本

法　　　　人　：　法務局に登記している印（法人の代表者印）

個人事業者　：　市区町村に登録している印

　　　※会社印のみでは申請できません。必ず代表者印が必要です。

申請書の代表者欄の記載方法について

　　必ず代表者の肩書を記載してください。氏名のみでは受付できません。（個人事業主は除く）

　　　　　　(例) 代表取締役　　港　　　麻子